

4. 北海道てんかん地域診療連携体制整備事業

2020年度 活動報告

北海道での上記整備事業は 2019年12月に行政(北海道)とてんかん診療拠点として選定された札幌医科大学付属病院との間で、協定書が取り交わされた。これに沿って、てんかん治療医療連携設置要綱を設置し、2020年3月3日から施行することになった。札幌医科大学付属病院(以下「附属病院」という。)において、専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者の家族との連携・調整を図るほか、治療や相談支援等に携わる関係機関の医師等に対し、てんかんについての助言・指導や地域におけるてんかんに関する普及啓発等を実施し、てんかん診療における地域連携体制を整備することを目的に、てんかん地域医療連携協議会(以下「地域協議会」という。)を置いた。2020年3月12日に2019年度第一回地域協議会を開催し、地域協議会の事務局は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び附属病院医事経営管理部とし、てんかん地域医療連携協議会の構成員は、1) てんかん診療を専門に行っている医師(北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学、中村記念病院)、2) てんかん診療支援コーディネーター、3) 北海道 4) 道立精神保健福祉センター、5) 道立保健所 6) てんかん患者会、てんかん協会とすることが承認され、会長に札幌医科大学脳神経外科三國信啓を選出した。協議会の構成員にて今後の事業展開について意見交換を行った。

その後北海道では、COVID19緊急事態宣言が全国的に先駆け発令され、2020年保健所や行政はその対応に追われた。その為、予定された道内各地保健所への周知や講演会など教育活動、相談事業は制限された。地域診療施設へのポスター送付、てんかん学会地方会や診療連携に関するWEB開催研究会における紹介という形で本事業の周知を行った。

